

「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の違憲訴訟団 通信

2025. 5. 22

連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402

☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>



またもや結論ありきの不誠実な判決！ －判決言渡しは3秒！－

－2025年4月25日大阪高裁判決－

（事務局 高橋 靖）

4月25日午後2時、大阪高裁は私たちの訴えを棄却する判決を言い渡した（大阪高裁第6民事部東亜由美裁判長 中山誠一・齋藤毅裁判官）。その判決は一審の京都地裁判決と同様、私たちの主張にまともに向き合えない不誠実なものだった。その主な内容は以下のとおり。

まず、私たちが控訴審で特に前提となる主張として強調した、京都府は大嘗祭に単に関与したのみならず、宮内庁からの指示・命令により国と一体となり、大嘗祭遂行に加担させられたという主張については、京都府の一連の大嘗祭への関与行為が宮内庁からの指示・命令であったことを示す証拠「大嘗祭にかかる各種調整事項について」をも無視し、本件関与行為が国の本件支援行為ないし天皇と一連一体となって共同行為をしたと評価することはできないとした。

そして、私たちが主張した各論については、

1 前提としての大嘗祭の性格については、高木博志さん（歴史学者）の客観的な証拠に基づく意見書及び証言により、大嘗祭は戦後においても、天皇がアマテラスの神威を受け継ぎ、国民が天皇に服従することを象徴する神道式宗教儀式であることを立証したのにも拘わらず、「そのような見方をしている者が一定数いるとしても」と無視し、「儀式の意味合いは、それをとりまく社会状況等によって、時代とともに変化する」ので、控訴人らが主張している見方は今日の社会において一般的であるとは認められないとした。

2 「目的効果基準」は国家と一般社会の宗教との関わりに関する判断基準であって、国家機関でもある天皇の宗教（皇室祭祀）については、憲法制定過程の議論（スタッフスタディ）の主旨からも国家との厳格な分離が求められるという佐々木学説に基いた主張については、原審の判断をも削除し、まるまる無視した。

3 仮に本件が、京都府が外部で行われた宗教活動に関与した事案であるとして、目的効果基準を適用したとしても、政教分離に係る最高裁大法廷判決である津地鎮祭最高裁判決及び愛媛玉串料違憲訴訟最高裁判決の判断枠組みを適用すると違憲であり、原判決はそれら最高裁大法廷判決の判断枠組み（関与行為の宗教的意義は対象行為の宗教的意義との関係で判断。対象行為に宗教的意義が認められないか否かは、その宗教行為の宗教的意義が希薄化し、社会一般に広く行われて慣習化した社会的儀礼であるとまでいえるか否かで判断）から逸脱しているという主張に対しては、反論できないとみたのか、これもまるまる無視。

4 京都府知事らの大嘗祭に関する一連の参列等の協力的行為は、宮内庁からの指示・命令で大嘗祭挙行組織に組み込まれたものであり、地方自治法の原則に真っ向から背き、とうてい地方自治法2条2項に基づく「事務」に該当し得ないという主張についても、その証拠である「大嘗祭にかかる各種調整事項について」をも無視し、控訴人らの主張は、独自の評価・前提に立つものであり、採用できないとした。

以上のように、最初に結論ありきで、その結論に都合の悪い証拠や論理は無視するという司法としてあるまじき判決。また、本来、少数者の信教の自由をも保障するための憲法の政教分離原則の判断に安易に「社会一般」、「社会的儀礼」といった多数者の価値判断を多用しているのも憲法の本質から本質的に外れている。

京都・主基田抜穂の儀参列等違憲訴訟」・控訴審で訴えたこと

弁護団長 加島 宏

【違憲訴訟のツールとしての住民訴訟】

主基田訴訟の弁護団の加島です。今日は、他にもスピーカーの方がおられますので、時間配分を考えて、短めにお話します。

法律にはいろいろとあります。民法、刑法、これらはみんな国会で決めて皆さん同士、あるいは皆さんと警察、あるいはその他の国家機関との間で勝負をつけるような裁判システムが用意されています。それが民事裁判、刑事裁判、行政裁判です。国民自らが当事者になって争えます。だけれども、国が憲法に違反したことをしたときに、被害を受ける私たちが訴えて裁判所で勝負するシステムはないのです。

だからなのですが、今回の天皇の生前退位にともなって東京で先に進んでいた「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」は門前払いでした。「違憲・合憲の判断はしてやらない」、ということで中身に入らずに蹴とばされています。なぜかという、国が憲法違反のことをしても、国民すなわち皆さん一人ひとりには訴える権利がない、裁判で争う方法は用意されていない。これが現在の日本の裁判制度です。誰が立ち上がって裁判所に訴えても、全部却下、中身の議論をさせてもらえず、門前払いです。

ところが、ひそかにたった一つ、方法が用意されていた。それが住民訴訟という制度です。アメリカの「納税者訴訟」という考え方に基づいて、敗戦後に新設されました。

この納税者訴訟という考え方は、分かりやすく言うと、「国や地方公共団体」の「納税者である」、つまり「国や地方公共団体を成り立たせるための税金を払っている」ことさえ主張立証すれば、たとえ自分自身の身体生命財産を侵害されていなくても、国や地方公共団体の憲法違反の行為、あるいは議会の議決に反する行為を正すための訴訟ができる、という制度です。その考えに基づいて、「地方公共団体を相手に訴訟」を起こす仕組みが日本でも、敗戦後に作られた新しい「地方自治法」の第 242 条の 2 に持ち込まれたのです。それが「住民訴訟」の制度です。

その規定は、新設後約 20 年間誰にも使われることなく眠っていました。ところが、今から 60 年前

の 1965 年、三重県津市の市議員だった関口精一さんという方（当時 50 歳）が、その制度を使って、津市を相手に裁判を起した。

津市が市立の体育館を建設するに当たって地鎮祭を挙行、それに地元の神主を呼んで神道式の地鎮祭をしてもらい、その謝礼を払った。関口さんは、「本件のように神式による起工式が世上往々にして私人間に広く行われていたとしても、その故を以つて公的機関である公共団体が右のような神式による起工式を私人と同じようになしても憲法に違背しない、という論は失当」と主張して裁判を起こした。この裁判は残念ながら一審の津地方裁判所で敗訴しましたが、そのマスコミ報道でハッと皆さんが気付いたのです。方法がないと思いこんでいたけれども、地方公共団体を相手に裁判をすることもできるんだ。地方公共団体が憲法違反の行政を執行しても、納税者は訴えることができないと思い込んでいたけれど、地方自治法の第 242 条の 2 の住民訴訟でいけるんだ、という認識がいつ頃に広がりました。

【京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟提訴】

私が弁護士になってから今年で 45 年になります。45 年というのは弁護士になってからの時間です。そのうち、弁護士 2 年目から担当した箕面忠魂碑違憲訴訟という「住民訴訟」には、最高裁判決が出るまでそのうちの約半分の期間、実に 20 年余りかかりました。

その裁判は、大阪府の箕面市が、忠魂碑というその地方の戦死者を祀った碑を、市の費用で学校の校庭から、市が購入した近くの土地にわざわざ何億というお金を使って移転させた。それに気づいた児童の母親たちが、「うちの税金をそんなことに使うな。忠魂碑の移設再建は憲法違反だ」という裁判を起こしたのです。それに関わった私が今回、縁あってこの訴訟にも参加することになりました。

この訴訟は簡単に紹介すると、平成天皇の生前退位にともなって、新天皇が即位した。それで、「伝統」に従って大嘗祭という皇室の一大行事が行われることになりました。大嘗祭では、全国を主基地方と悠紀地方の二つの地域に分けて、その夫々から皇室に米を献上させることが行われてきました。たまたま京都府が主基地方になって、神聖な米を作らな

くてはいけなくなった。

その結果、警察が 24 時間警備する主基田という特別の田んぼが作られた、そこでの、主基田抜穂の儀という神道式の宗教儀式に京都府の知事が参列しました。その外にも、その主基田で採れた米を、大田主という栽培者に付き添って京都府の職員がわざわざ皇居まで一緒に運んでいって納めました。その後本番である大嘗祭の日には、知事自身が上京し、深夜に二度に分けて皇居で行われる皇室の宗教儀式、主基田供饌の儀と悠紀殿供饌と呼ばれるものに参列した。それら一連の行事・儀式に知事や職員が参加していた間も一切が公務だとして、京都府が普通に給料を支給した。そういうことがありました。

それに怒った 12 人の京都府民が、皇室の宗教儀式に京都府の公務員としてそこまで協力したり、参加したことは政教分離原則に違反するとして、京都地裁に訴訟を提起しました。これも住民訴訟制度を使っただけの訴訟です。裁判所も、行政も、「あなた方にはそんな訴えを起こす権利なんかないですよ」とは言えないたった一つの道具、伝家の宝刀を抜いて憲法違反の行為を正そうとしています。

一審の京都地裁の判決は、敗訴でした。京都府やその知事・職員がしたことはすべて、天皇やその代替わりにともなう儀式行事に参加しただけで、「社会儀礼」だから宗教的な意味は何もないという判決でした。

【控訴審で特に訴えたこと】

この訴訟の面白いのは、京都府を訴えているようで、実は黒幕としての国も標的にしていることです。京都府の行為はすべて国からの指示・命令に基づくものだという主張・立証をしていますから、直接には京都府を訴えているけれども、国そのものを訴えているといっている訴訟です。

京都地裁で敗訴したのですが、敗訴した時の判決は住民の主張とは全く違って、京都府あるいは京都府の知事としては積極的に何もしていない。ただ、宮内庁を通じてきた国の要請に従って、「主基田にふさわしい田んぼを選んでください」、「そうですか、じゃあ、実際に田んぼを選ぶのは、府知事はわからないから農協にたのみます」と。そこで、農協が一つ選んで宮内庁に紹介した。そしてお米ができた時には、「府知事も大嘗祭に参列してください」と案内がきて参列をした。ただそれだけだ、という認定です。

しかし、お米ができるとそのお米は皇居に納めず。皇居に納めるためにその田んぼというのは、24 時間京都府警が監視するのですよ。何か月も、稲を育てている期間、刈り取る儀式が終わるまでの期間警官が張りついて、変なものを田んぼに入れられないように、いたづらをされないように監視をします。そういったことまで京都府警がやって、出来上がったお米、これは太田主という田植えをした地主さんが皇居に運ぶのですが、それは、その人が運ぶのは間違いがないのだが、一緒に京都府の役人がわざわざついて行ってともに皇居の米蔵にいれるというようなことをしています。

京都地裁の判決は、「京都府知事は招待されて、大嘗宮の儀では夜中 6 時間、自分の意志で主基田・悠紀田の供饌の儀に参加したのは、自主的な考えであって、国の強制でも指示でもない。国はご招待しただけだ」というそういう認定です。

京都府は確かに宮内庁、国からの要請ないし案内に基づいて動いてはいるけれども、それに応じる応じないはすべてその時々々の府の判断でやっていることで、「国は強制も指示もしていない」というのが、判決の考え方なのです。

【京都地裁判決のウソを暴く証拠】

けれども、私たちはこれを突破するために、控訴審の前にもう一度記録をひっくり返してみたら、面白い文書にぶち当たりました。もともとあったのですが、訴訟団もその文書の意味をよく理解していなかった。それは、京都府のやったことはその時々京都府が自主的に判断してやったことではない、ということがだれの目にも一見してばれてしまう資料です。その資料の名前は「大嘗祭にかかる各種調整事項について」。

こいつは、無署名で、どこが作成したか、誰が書いたのか、判子もないような不自然な公文書です。原告たちが訴訟提起前に、公文書公開制度によって京都府から公開してもらった文書の一つです。よく検討してみると、それこそまさに宮内庁から京都府宛ての指示・命令文書だったのです。

なぜかという、その文書というのはすべて京都府宛に、例えば「主基田を選んで推薦すること」とか、出来上がったお米を東京に、「京都府が太田主と一緒に納品すること」とか、すべてと言っているほど全文書に、「・・・すること」と「こと」で終わる文章形式になっています。「・・・すること」

という言い回しがどういう言葉なのか、皆さま一度辞書などで調べてみてくださるとわかると思います。「なにになにすること」という時の「こと」は命令・指示なのです。

この文書が宮内庁から出ていることは、裁判所も認めています。被告の京都府知事も別に争っていません。この指示・命令文書に基づいて知事が動いていたとすると、府知事はその人の自主的な自由な判断で行動していた、なにも国からの指示、あるいは国と一体となってやる意図で動いていたのではない、ということが嘘であることがはっきりしたので、控訴審で我々が主張した新しい論点の一つはこれで、大阪高裁がどういう判断をするか、私は非常に注目しています。

【さて、判決やいかに?】

しかし、勝てるかというところ・・・皆さん、原告敗訴の地裁判決を高等裁判所が見直して別の判断をする時に、たった一回の弁論で新しい判決が書けると思いますか？それは、絶対にできない。箕面忠魂碑訴訟で、私たちが古崎慶長（こさきよしなが）裁判長のもとで、政教分離原則違反で勝った後、大阪高裁で今西という裁判長が実に何年もかかって、箕面市にも新しくあれこれと主張も立証もさせて、それでやっと地裁判決をひっくり返す理屈をこねる手がかりを得たのです。これに対し、今回の私たちの控訴審の裁判長（東亜由美）は、1 月から打合せを始めて、3 月には異動で転勤したのです。私たちの事件の担当になった時に、すでに転勤の内示が出てい

たと思うのです。自分がいる部にこの控訴審がかかったからには、自分の名前で判決を書いて実績をあげたいと思ったのかなにか、最初の打合せの時から「（弁論は）一回で終わりますから」と言ってきた。ええっ、何でもない普通の民事の裁判でもあるまいし、「一回で終わるって、何にも検討しないの？」というのが我々の感覚でした。必死に粘りましたが、彼女は最後まで意志を曲げず、結局 4 月 25 日の判決の時には、もういませんでした。

判決文にはどう書かれるかということ、裁判長転勤のために署名できず、と名前だけ出てくる。そして、後に残った二人の陪席裁判官の名前だけで判決を出す。判決をひっくり返す時に、一回でひっくり返したら「馬鹿か？あんたどれだけ偉いんだ」と最高裁に言われるに決まっています。だから、京都地裁判決がひっくり返るとは思わないのですが、我々が新しく指摘した新しい論点についてどれだけ真剣に取り組んでくれているか。論点の一つや二つについては真剣に取り組んでほしいと思っています。

（以上は、判決に先立ち 4 月 21 日の判決前決起集会のときの加島弁護士の講演内容を要約したものです。）



傍聴記・「京都・主基田抜穂の儀参列等違憲訴訟」大阪高裁判決

原告 蒔田直子

裁判官が出てきて「控訴棄却」のたった一言、3 秒。あっという間の判決言い渡し。

被告席は代理人さえいない空席のまま。

傍聴席から抗議の声が止まない中、判決文を受け取り小走りに法廷を出る。弁護団、原告で判決文を集中して読み、大急ぎで問題点を整理して記者会見に臨みました。

昭和天皇の死、明仁天皇即位の時には、4 件の大嘗祭違憲訴訟が全国各地で提訴され、すべて最高裁で敗訴。明仁退位による代替わりではただ一件、私たちが京都府知事の公務としての深い関与を住民監査請求～違憲訴訟で問うたこの裁判だけが提訴されました。

原告は、僧侶の菱木さん、東九条の朴実さん、京大の駒込さん、ドイツ研究の木戸さんほか、それぞれ天皇制と宗教について深い動機と造詣を持つ方ばかり（私だけ動機だけの人）。

そして、これまで何十年にもわたり、全国各地で提訴されてきた政教分離裁判（箕面忠魂碑、愛媛玉ぐし料、津市地鎮祭、空知太神社訴訟など）に関わった弁護士たちが結集した裁判です。新たな視点もたくさん示してきました。しかし裁判所はそれらをすべて無視、ただひたすら逃げて論点を回避。まあ、最高裁長官自身

が平気で大嘗祭に参加してるのがこの国の司法なので、彼らが政教分離原則を踏み外した自らを裁くような判決は出しようがないのですが。

宮内庁も確かに皇室神道儀式であると明言する大嘗祭を、「社会的儀礼」という定義のない漠然としたものに置き換えた一審判決も酷いけれど、更に後退し、正面から向き合うことを避け、私のような法律の素人にも、この判決文の支離滅裂ぶりは一読すればわかります。

たとえば判決の中で、「宗教的性格を有することの明らかな大嘗祭に公費をもって参加するのを避けるべきということは一つの見識である」というるし、現に参加しなかった知事や私費で参加した知事も有するところである」なんて述べてる。そーだったんですか？知らなかった！宗教的儀式なので、参加しない知事や私費で参加した知事がいるなら「公費」で参加した京都府知事は違法でしょ？それにしても、宮内庁から知事への参加命令「大嘗祭要項(大嘗祭にかかる各種調整事項)」が出てきてるけど、これはどうすんの？

判決では大嘗祭を宗教的性格だと述べながら、原告らの主張（大嘗祭は宗教儀式、政教分離原則に反する）は「社会一般における客観的な見方として採用できない」と決めつけました。おーおー、「社会一般における客観的な見方」ってなんや？定義してよ！そんなあいまいな言葉を司法が使うのか？驚きます、原告の私らは「社会一般の」見方ができない人たちということですかね？

最初から最後まで、突っ込みどころ満載の支離滅裂な悪文判決です。「お笑い大嘗祭判決」ってコントやりたいくらい。

もちろん上告です。しかし最高裁長官もありがたがって大嘗祭に参列してるなら、どんなに理を尽くしても敗訴でしょう。それでもやめるわけにはいかない。天皇が神になるためのあやしげな皇室神道儀式を公費でやり続けるなら、それは私が「皇国臣民」にされるということなので、やめてくれ！と言いつけます。

「貴あれば賤あり」というのはほんとうで、生まれながらの「貴」は生まれながらの「賤しい者」がなければ成立しない。

差別の根っこは天皇制にあり、他民族を迫害し危害を与え続けた国家神道が、ずるずる 80 年も続くのは、いいかげんに終わりにしなければならないと切に思う。そして基本的人権も、婚姻や職業選択の自由もない天皇一家の「貴」も本人たちの選択ではない。ことに出産や性の領域を侵害され続ける女性たちにとっては。誰もしあわせにしない天皇制、自分たちの手で終わりにしたほうがよい。

大阪高等裁判所判決に対するコメント

2025. 4. 25

原告 菱木政晴

天皇の代替わりに際し執行された大嘗祭は、政府も宗教的儀式と認めている。

宗教は単に個人の内面に存するのではなく、集団の統合や苦痛の慰藉などの社会的機能を有している。だから、漠然としていると同時に超越的なものは、時には極めて強い社会的影響をもたらす。戦前に大きな力を持ったいわゆる国家神道が、本来自分のために生きる個人に皇国のために死ぬことを至上の価値とさせてしまったことがその典型である。

天皇に神性・宗教性を帯びさせることによって生じた漠然とした恐れと尊重が、人びとに同調を強いるからである。その反省から、本来自分のために生きる基本的人権を侵害させないために、日本国憲法は、厳格な政教分離規定を持った。だから、天皇というものをめぐる様々な宗教性を私的な領域にとどめて、国や自治体とのかかわりを断つことは、皇室に属する人、それ以外の日本国籍を有する人、日本国籍を有しないで京都府などに暮らす住民などの、すべての人の安全を守ることになる。

日本国憲法は、世界的に見てもかなり厳格な政教分離規定を持った憲法だと言える。それは、帝国憲法下の政教癒着が、数々の人権侵害と軍国主義を生んだ反省から制定されたものだと、多くの法学者が指摘している。

そればかりではない。帝国憲法下の宗教政策は、皇室に属する人びと、神社関係者を含む誰のためにもな

らなかったのである。政教分離を厳格に適用することは、どんな個人にとっても大切なことであり、国や地方自治体が、宗教、とりわけ、本件諸儀式のような帝国憲法下での政教癒着の代表だった宗教に関わることを許してしまうことは誰のためにもならないのである。

大阪高等裁判所は、上記のことをもっと学習すべきだ。

了

2025年5月1日

京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟についての声明

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

2025年4月25日、大阪高等裁判所第6民事部（裁判長 東亜由美）は、控訴人らの請求を退ける敗訴判決を言い渡した。

本件は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に参列したことは政教分離原則および国民主権原理に反し違憲・違法であるとして、同儀式への公金支出相当額374,171円を西脇隆俊に対して損害賠償請求するよう京都府知事に求める住民訴訟である。

判決は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に参列したことについて、「本件関与行為の目的は、皇位継承の際に行われる伝統的儀式に関し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすためのものといえ、その効果も、直ちに、特定の宗教の対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるものとは解されない」と述べて、政教分離原則違反を否定した。大嘗祭は国家が国費をもって支援した天皇の宗教であることを何ら考慮することなく、従来の政教分離が争われた訴訟で用いられてきた目的効果論を形式的に用いて判断している。判決は原判決同様「社会的儀礼論」に終始した最初に結論ありきで、その結論に都合の悪い証拠や論理はことごとく無視したり、反証の名に値しない事象を取り上げて我田引水の理屈をこねたりして、政教分離原則違反のみならず国民主権原理違反や地方自治法違反も否定しており、極めて不当な判決と言わなければならない。

国や地方自治体が安易に宗教と関わるようなことは、あってはならない。ましてや、国家の外側の宗教との関わりではなく、国家自らが行ったに等しい宗教が問題となっている大嘗祭における政教分離原則について厳格な判断が必要であることは論をまたない。

訴訟団は、ただちに上告し、憲法上の重要な原則である政教分離原則が貫徹されるべく、引き続き闘い抜く決意である。

以上

さあ～次は最高裁！5月8日、上告状、上告受理申立書、提出しました！！

【会費・カンパのお願い】

裁判は最高裁へと続きます。会計状況 赤字財政で突っ走っています！
会費・カンパ引き続きよろしく願いいたします。

年会費 一口 1000円

郵便振込口座番号 00980-8-35073

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管してください。

領収証が必要な場合は通信欄に明記ください。

すでに入金くださった皆さん、ありがとうございます。

【訃報】2025年5月10日

日、箕面忠魂碑違憲訴訟の原告であり、靖国神社に兄たちの合祀取り消しを求めた合祀イヤです！訴訟の原告でもあった古川佳子さんが亡くなりました。遺言に基づき12日、親族中心に最後のお見送りをされました。被害と加害を見据えた非戦の生き様、政教分離関連訴訟の仲間たちに大きな学びを遺していただきました。お疲れ様でした。 —安らかに—